

# 山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱

制定：平成30年5月1日林振第166号

最終改正：令和5年7月28日林振第810号

## （趣旨）

第1条 知事は、木材産業の健全な発展と県産材利用の推進を図るため、木材産業等競争力強化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （補助事業等）

第2条 この要綱で対象とする事業は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）に基づいて実施する事業とし、補助金の交付の対象となる事業種目、工種又は施設区分、補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

## （補助金交付の申請）

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が県の機関又は市町村以外の場合は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わない旨を約した誓約書（様式第2号）を、補助金交付申請書に添付しなければならない。

## （補助金の交付の決定）

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

## （交付の条件）

第5条 この補助金には、次の（1）から（3）までの条件を付すものとする

る。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。
- 2 補助事業者が県の機関又は市町村以外の場合は、前項に加え、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない旨の条件を付すものとする。
  - 3 補助事業者が前二項の条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

#### （状況報告）

- 第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに、知事に事業着手報告書（様式第6号）を提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金等の交付決定に係る年度の9月30日現在において、事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業が予定期間内に完了しない場合は、補助事業者は、交付決定をした年度から当該予定期間内に補助事業が完了しないことが明らかになった日の属する年度（この項において、「完了不能年度」という。）までの実績報告書（様式第8号）を完了不能年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

- 第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査によ

り、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の承認を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき規則で定める年率の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の交付）

第9条 知事は、補助金を補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに精算払いとして交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 3 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 財産処分制限期間内に前項の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項及び前項ただし書きの承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(検査)

第11条 知事が必要であると認めるときには、実地検査を行うことができる。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、補助事業の完了した日(事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、第10条の規定で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、第10条第3項の規定に基づく承認を受けた場合は、その年度までとする。

(電子情報処理組織による申請・通知等)

第13条 補助事業者は、本要綱の規定に基づく申請、報告及び請求について、電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことができる。

- 2 知事は、本要綱の規定に基づく通知、承認、指示及び命令について、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法(条例第4条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める山梨県木材産業等競争力強化対策事業実施要領によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成30年5月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行前の山梨県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱(平成28年7月20日付け林振第609号)の規定により行う事とされている報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和2年5月29日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱に基づいて実施された事業に係る第2条の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和5年7月28日から施行する。

別表 1

区分	事業種目	工種又は 施設区分	補助対象経費	補助率	重要な 変更
I 林業・木材 産業生産基 盤強化対策					
1 森林整備・ 林業等振興 整備交付金	木材加工流 通施設等の 整備のうち 1 木材加工 流通施設整 備	木材処理 加工施設  木材集出 荷販売施 設	森林・林業・木材産業 グリーン成長総合対 策補助金等交付等要 綱（平成30年3月 30日付け29林政 政第893号）別表 2のIに掲げる事業 を行うのに要する経 費	森林・林 業・木材 産業グリ ーン成長 総合対策 補助金等 交付等要 綱（平成 30年3 月30日 付け29 林政政第 893 号）別表 2のIに おける左 記事業種 目の交付 率	補助対 象経費 の増額 又は 20%を超 える減 額
(4) 木材加 工流通施設 等の整備	木材加工流 通施設等の 整備のうち 2 森林バイ オマス等活 用施設整備	森林バイ オマス再 利用促進 施設  木質エネ ルギー等 利用促進 施設			
(5) 木質バ イオマス利 用促進施設 の整備	木質バイオ マス利用促 進施設の整 備のうち 1 未利用間 伐材等活用 機材整備	未利用間 伐材等活 用機材			
	木質バイオ マス利用促 進施設の整 備のうち 2 木質バイ オマス供給 施設整備	木質バイ オマス供 給施設			

	木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 3 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設			
--	---	------------------	--	--	--

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付申請書

年度において、木材産業等競争力強化対策事業を次のとおり実施したいので、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 交付申請額



4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

5 事業完了（予定）年月日

6 収支予算（精算）

(1) 収入

経費の区分	予算（精算）額			計
	県補助金	市町村費	その他	
計				

(2) 支出

経費の区分	予算額	積算基礎
計		

7 添付書類

(1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。

(2) 補助金実績報告書には請負契約書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第2号

誓約書

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者名 印

〇〇〇〇（申請者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第4条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県木材産業等競争力強化対策事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から年 月 日までとする。ただし、山梨県木材産業等競争力強化対策事業実施要領第11条に規定に基づく交付決定前着手届（第5号様式）が提出された場合は、当該着手届が提出された日以降に実施した事業も本件補助の交付の対象とする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受け

なければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

※(5)の条件は申請者が県の機関又は市町村以外の場合に付すこと

- (5) 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月1日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助金の額を確定した際に、既にその額を超える補助金が交付されている場合の措置

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補

助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- (2) 補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の承認を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- (3) 返還期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 10 補助事業に係る書類の保管

- (1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- (2) 取得財産等がある場合は、交付要綱第10条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。ただし、同要綱第10条第3項の規定に基づく承認を受けた場合は、その年度までとする。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（第1号様式 3～6 による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

様式第 5 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金について、次のとおり報告します。

1 事業実績額  
金 円

2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- (3) その他参考となる書類

様式第 6 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
施設装置又は機械	
設置箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完成 (予定) 年 月 日
備考	

※契約書 (写)、工事工程表、設計書、設計図面等関係書類を添付する。





様式第 8 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

名 称

代表者氏名

印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

(以下第 1 号様式に準ずる。)

様式第9号

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり確定する。

記

交付確定額 金〇〇〇〇円

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名  
預金種別・口座番号  
口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

様式第 1 1 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

印

山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金財産処分承認申請書

年度山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県木材産業等競争力強化対策事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類